

成長型中小企業等研究開発支援事業における圧縮記帳等の適用について

令和6年2月26日

中小企業庁技術・経営革新課

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）（旧サポイン事業）は、直接的には国から間接補助事業者に補助金が交付されるものではありませんが、国からの補助金を原資として、補助事業者から間接補助事業者に対して交付されるものであり、所得税法第42条又は法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当し、他の要件も満たす場合には圧縮記帳等の適用が認められます。

なお、当該補助金のうち「経費を補填するための補助金」については、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定の対象外のため、圧縮記帳等の適用は認められません。